

農地法第43条の届出書添付書類

(農作物栽培高度化施設(底面を全面コンクリート張りにした農業用ハウス等))

①	法人登記簿謄本および定款(コピー可)又は寄付行為(・申請者が法人の場合)
②	申請地の土地登記事項証明(・全部事項証明書・法務局で発行)
③	申請地の国土調査図 (・1/500・地番が明記されたもの・法務局、市役所税務課で発行)
④	申請地の位置図(住宅地図、都市計画図等)
⑤	施設計画図(施設底面の用途(農作物の栽培施設、作業用通路、環境制御装置の置場、その他栽培に必要不可欠な施設)、申請地における当該施設の配置状況及び「農作物栽培高度化施設であること」の標識の設置場所がわかるもの) ※施設の屋根又は壁面を透過性の <u>ない</u> もので覆う場合は、 日影範囲、敷地境界線、縮尺・方位、施設配置、施設から水平距離5m及び10mの線が分かるものも必要。
⑥	農地法施行規則第88条の2第2項第5号に規定する営農に関する計画 (農作物の栽培時期、生産量、主たる販売先、施設設置に関する資金計画等)
⑦	河川又は用排水路の管理者の同意書 (排水を河川又は用排水路に放流する場合)
⑧	他法令の許認可を要する場合には、これを了していることを示す書面又はその写し(・申請手続中の場合は申請書の写し・開発許可を要する場合は同時申請)
⑨	所有権以外の権原に基づく申請の場合は、所有者の同意を示す書面
⑩	その他
	ア 住民票(申請者が赤磐市内に住所をおいていない場合)
	イ 戸籍附票(申請地所有者の現住所が、土地登記簿に記載されている住所と異なる場合。確認できれば、住民票でも可。)
	ウ その他必要な書類(届出内容による。代理申請の場合の委任状等)

届出書類は1部、農業委員会へ提出してください。

- ☆ 農業委員会への提出前に届出内容について地元農業委員の確認を受けて下さい。
- ☆ 申請地及びその周辺土地の状況を確認することがあります。
- ☆ 隣地承諾書の添付は不要ですが、地元区長・隣地の人等には農作物栽培高度化施設を設置する旨を必ず事前にお伝えください。

<農作物栽培高度化施設のおもな基準>

1. 農作物の栽培の用に供する施設であること。
2. 施設の棟高は8m、軒高は6mを上限とし、平屋構造に限る。
※概ね30cm以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部からそれぞれ8m及び6m以内とする。
3. 屋根や壁面を透過性のないもので覆う施設については、周辺の農地に2時間以上日影が生じないこと。
※春分の日及び秋分の日^の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、2時間以上日影が生じる範囲に周辺農地が含まれていないことを確認する。
4. 施設からの排水について、放流先の管理者の同意を得ること。
5. 本制度の対象であることを示す標識を設置するなど、適当な措置が講じられていること。